

岸和田市オープンデータ推進に関するガイドライン

本ガイドラインは、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」の趣旨及び「オープンデータ基本方針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）」等を踏まえ、公共データの活用を促進することにより市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、以って社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータ化を進める際の基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国における検討及び関連技術の進展等を踏まえ、隨時改訂していくものとする。

第1章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

1. オープンデータの定義

「オープンデータ」とは、「二次利用可能※1 な利用ルールで公開」された「機械判読※2 に適したデータ形式」のデータである。

2. オープンデータを推進する意義・目的

(1) 行政の透明性・信頼性の向上

公共データをオープンデータとして公開することにより、市民が自ら又は民間のサービスを通じて、本市の施策等について十分な分析・判断を行うことが可能になり、行政の透明性や信頼性を高めることが可能となる。

(2) 市民参加・公民協働の推進

広範な主体によるオープンデータの活用が進展し、市民や企業等と情報共有が図られることにより、市民の市政への参画意識が高まるとともに、協働による地域課題の解決や地域コミュニティの活性化が期待できる。

(3) 地域経済の活性化

公共データを営利目的も含めて二次利用を認めるものであり、これに伴い新たなサービスやビジネスの創出が期待でき、本市経済の活性化に寄与することができる。

(4) 行政における業務の高度化・効率化

本市の施策決定等において、公共データを用いて効果的に分析することで業務の高度化が図られるとともに、府内におけるデータ利用に関する手続きの簡略化やデータ加工の作業が容易になり業務の効率化が図られる。

第2章 オープンデータの推進に向けた取組について

1. オープンデータ化する公共データ

原則として、保有する公共データすべてを公開の対象とする。ただし、公開できない理由が明確なものや、個人情報等で個人などの権利侵害に繋がる恐れがあるもの、個別法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められないものは対象外とする。

(1) 積極的にオープンデータ化する情報

- ア 統計情報、地理空間情報^{*3}、防災・減災情報
- イ 市民・事業者等から利用のニーズや問い合わせが多い情報
- ウ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要のある情報

(2) その他の情報

本市が保有するデータのうち、利用ニーズやその効果が認められるものは、可能なものからオープンデータとして順次公開していくものとする。

2. オープンデータ公開の基本的なルール

(1) 二次利用を可能とする利用ルールの設定

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めることとする。二次利用が可能であることを分かりやすく表示するため、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス^{*4}」を活用し、その中でも可能な限り「CC-BY^{*5}」による公開を検討する。

(2) 機械判読に適したデータ形式での公開

オープンデータとして公開するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しない形式(CSV^{*6}等)での公開を行う。また、PDF^{*7}や画像で公開しているデータは、変換前の編集可能なデータ形式でも公開する。なお、他のデータとの横断検索等が容易となる高度な利用が可能なデータ形式(RDF^{*8}等)での公開についても検討していくものとする。

また、データの構造については、国において用語やその定義の標準化の取組が進められていることから、その状況を踏まえて対応を検討する。

(3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

外部に委託した業務の成果物、市民・事業者から提供された情報等、第三者が著作権その他権利を有する情報が含まれる場合は、当該データの二次利用が可能となるよう、データの収集、委託契約の締結等に際しては、第三者との間で合意を得るよう事前に調整を行うこととする。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

本市はオープンデータを公開する上で、情報の時点、作成日、内容など二次利用のために必要な情報を可能な限り併せて提供する。また、利用に当たっての注意事項や、データを利用したことにより損害を生じた場合等、本市はその責任を負わない旨を記載した利用規約についても掲示する。

3. 利活用の促進

(1) 職員によるオープンデータの活用

職員自らがオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取組むとともに、業務に活用できるオープンデータの拡充を積極的に提案する。

(2) 市民や事業者等との連携

オープンデータの利活用を促進していくことは、「市民自治都市」の実現にも寄与することが期待されるため、周知及び利用者のニーズの把握に努めるとともに、市民や事業者等が行う利活用の取組について、その趣旨及び内容を検討した上で、連携・協働して推進する。

(3) 活用事例等の紹介

市民や事業者等が本市のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義にそういうかどうかを判断した上で、積極的に紹介する。

(4) 研究及び情報収集

大学等と連携しながら、オープンデータの利活用又は利用拡大のあり方などについて調査研究を進めるとともに、利活用の促進に役立つ活用事例等を収集し、活用する。

(用語解説)

※1 第三者がデータを一部改変したり、再配布したりすることが可能であること。二次利用を広く認めるには、著作権者が予め利用を許諾していることを明示する必要がある。

※2 人による作業を介することなく、コンピュータプログラム（アプリケーション）が自動的にデータを再利用（加工、編集等）すること。

※3 空間上の特定の地点若しくは区域の位置を示す情報又はそれに関連付けられた情報のこと。

※4 著作権のある著作物の配布を許可するパブリックライセンスのひとつで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、利用者はライセンスの条件の範囲内で利用することができる。

※5 原作者のクレジット（氏名、作品タイトル等）を表示すれば、複製、翻訳、公衆送信等の改変や、営利目的での利用も可能である。CC ライセンスの中で最も自由度が高いライセンス。

※6 Comma-Separated Values の略。項目をカンマ「,」で区切ったテキストデータ及びテキストファイル。シンプルな構成と汎用性の高さが特徴で、様々なアプリケーションでデータを再利用（加工、編集等）することができる。

※7 Portable Document Format の略。異なる環境でも元のレイアウト通りに表示・印刷できる電子文書のフォーマットであるため、多くの環境で閲覧をすることができ、人間判読性が高い。

※8 Resource Description Framework の略。特にメタデータ（データの意味や性質を表すためのデータ）を記述することを目的としており、コンピュータが扱う情報の分類や検索等の自動化・効率化を図ることができる。